

令和 7 年 7 月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和 7 年 7 月 1 8 日開会

丸亀市農業委員会

令和7年7月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年7月18日（金） 午前9時30分～午前10時50分

開催場所 丸亀市役所 2階 203・204会議室

出席委員 41人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 平山 康生 | 10. 小松和貴子 | 14. 松永 哲夫 |
| 2. 田中 浩信 | 6. 和泉 弘美 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 山根 三枝子 | 12. 松永 哲之 | |
| 4. 内田 久夫 | 9. 牛田 均 | 13. 竹田 久義 | |

農地利用最適化推進委員 27人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 8. 戸張 正典 | 16. 横山 隆一 | 24. 竹林 隆 |
| 2. 西山 孝 | 9. 宮前 千代秋 | 17. 田中 正隆 | 25. 古竹 義弘 |
| 3. 廣瀬 義文 | 10. 山口 好則 | 18. 宮武 俊博 | 27. 徳永 善史 |
| 4. 一本松 学 | 11. 須藤 誠一 | 19. 喜來 聖則 | 28. 竹林 俊一 |
| 5. 齋藤 純子 | 13. 大野 忠志 | 20. 新居 勉 | 29. 山本 敏一 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 高木 久義 | 21. 山本 清秀 | 30. 三谷 孝治 |
| 7. 守家 祥司 | 15. 田羅間 勲 | 22. 深井 正隆 | |

欠席委員 5人

農業委員 2人

- | | |
|---------|-----------|
| 8. 富田 等 | 16. 松下 孝江 |
|---------|-----------|

農地利用最適化推進委員 3人

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 12. 大西 浩 | 23. 佐藤 久男 | 26. 村山 雅美 |
|----------|-----------|-----------|

農業委員会事務局出席者

事務局長 大西 良明	主 査 佐々木武志
事務局次長 山田 健司	主 任 宮内 隆匡

その他の出席者

丸亀市農林水産課担当長 造田 忠彦
一般社団法人 香川県農業会議事務局長 近藤 弥

議事日程

講 話

「第3次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」について
(耕作者不在農地に対する利用調整)

講師 香川県農業会議事務局長 近藤 弥 様

農政に関する議題

- 1 地域計画の変更について
- 2 その他

報 告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 その他

土地に関する議題

議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第38号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
議案第39号 非農地証明願について

報 告

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

その他

●事務局長（大西良明君）

皆様おはようございます。定刻がまいりましたので、只今から令和7年7月の農業委員会定例総会を開会いたします。いつもと違う会議室で、机の数等の関係でこのような席のレイアウトになること、また、推進委員さんの席に関し前後のローテが出来ませんので、ご了承いただきたいと思います。それでは、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。左右に資料をお分けしていたのですが、総会の次第、その後ろに本日の議題にある地域計画の変更についてという資料と位置図、それぞれホッチキス留めしたもの、その下にさぬきの米・麦づくり推進大会の開催要領ということで、1枚A4のものを入れさせて頂いております。こちらにつきましては、8月1日までに出席者の報告をしなければいけませんので、出席される方は、この後、事務局までお知らせください。あと最後に農政情報を配布しております。これらとは別に横にして、本日、農業会議さんにご講話頂きます説明資料のほうをお手元に配布させて頂いております。ご確認のほうよろしくをお願いいたします。あと事前にお送りしております議案書等の書類もお出してください。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。議事進行につきましては、松永会長、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫）

おはようございます。本当に暑くなってまいりました。今朝ほどまでは少し雨が降っておったんですが、また暫く暑い日が続くようでございます。また、農作業お疲れでございます。今日は、定例の総会でございますが、局長が申し上げましたように、県の農業会議から近藤事務局長にお見えいただきまして、先ほど申し上げました農業委員会が主体的に取り組んでまいります農地利用最適化推進運動について、お話を頂くようになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。今日も議案が沢山ございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。本日の出席委員さんは、14名で過半数の方が出席されておりますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、10番の小松委員さん、11番竹内副会長にお願いいたします。それでは、農政に関する議題に入る前に、先ほど申し上げましたとおり、本日お配りしております資料を基に香川県農業会議の近藤事務局長様よりご説明を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

近藤局長ありがとうございました。今、近藤局長さんのお話がありましたように、皆さんにとっては新しい話だったかもしれませんが、農業委員、推進委員さんにこれからお願いしないといけないことが多々ございます。細かいことについては、また、事務局のほうから来月の総会にてお知らせいたします。今日のお話の中で、何かご質問等がありましたら、是非、せっかくお見えになっておりますので、ありませんでしょうか。非常にいいお話だったと思います。皆さん委員として2年ぐらいたっているけど、今まで知らなかった事がこのような事だったんだ、ということもございそうですし、自分の立場というものの充分に分かって頂けたらと思います。何かご質問ございませんか。

●農地利用最適化推進委員（山本敏一君）

日本全国、世界に情報発信するというお話がありましたけれども、世界のごく一部の国かなと思いますけれども、そういったところが、いくつも会社なり、組織を介して、水源地のある土地を買収していているということが現実的にあると思うんですけど、そういったところについてはどのようにお考えですか。

●香川県農業会議事務局長（近藤弥君）

誰でも彼でも、借りてくれる人がいないから借りてもらえればいいという発想ではございません。只、一生懸命やりたい、頑張りたいんだという方を見た上で、農業委員会のほうで貸借、売買を進めていくということでございます。外国資本が日本に投入されるということはテレビでも問題にされています。日本の国土がどんどんどん色々な国に買われているということは、問題ではあると思っております。これは非常に大きな話ですので、私がどうこう言う立場でないということをご理解頂きたいと思えます。

●農地利用最適化推進委員（山本敏一君）

ありがとうございました。しかしながら、立場でないとはいえ、十分に上へ上へ持って行って頂きたいと思えます。よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

そしたら他にございませんか。

●農業委員（平山康生君）

農業後継者の話が結構出てきておりますが、私から見るとこの農業委員の後継、これも重要じゃないかと思うんですけど。これを一緒にやっついていかないとたぶん進まないと思うんです。そのあたりどうなっていますでしょうか。金銭的なものとかが一番の皆さんの聞きたいところだとは思いますが、お願いします。

●香川県農業会議事務局長（近藤弥君）

農業委員、推進委員の後継の問題があるということをどう思われているのか、ということでございますが非常に大事な話であります。現状からいいますと、皆さん方が、先程申し上げました活動日誌をつけて頂きましたら、活動日誌に応じて年間の報酬以外に出るようになっております。一定の上限はあろうかと思いますが、最大、国の基準でいうと、月に8日、日誌をつけて頂けたら、8千円から9千円、月ですね、というふうになっております。只、そうなっておりますが、まだまだ微々たるものだのと、正直思っております。なので、そういった報酬の面と併せてですね、全国では、農業委員と推進委員の状況を踏まえて体制も考え直さないということで、検討が始まってございます。是非、農業委員と推進委員の皆様方には、地元の農地を守るという思いの中で引続きお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

ありがとうございました。今のことについて事務局のほうから前回もお話し申し上げたんですけど、活動に応じたものは対応できるようでございますので、また、お話しがあると思います。他にありませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは、今日は、近藤局長さんには、遠いところからご説明に来ていただいてありがとうございました。来月から、細かい点につきましては事務局から後で報告いたしますけれども、取り組んでいきたいと思いますのでのよろしくお願いいたします。近藤局長ありがとうございました。

●香川県農業会議事務局長（近藤弥君）

ありがとうございました。また、時間を頂きましたらいつでも参りますので、細かい法律の内容等を説明させていただく機会もあろうかと思います。本日はありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

近藤局長さんは、県下でも一番でございます。何でもご存じですので、また、色々お教えいただけたらと思います。ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

それでは、近藤局長のお話しにもありました最適化の推進活動の一環としてのマッチング事業につきましては、8月の総会から運用したいと思います。詳細につきましては、改めて来月、事務局から委員の皆様にご説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、今日の議題に入りたいと思いますが、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

はい、農政に関する議題といたしまして、議題1 地域計画の変更について、議題2 その他でございます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題1 地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

皆さんおはようございます。農林水産課の造田と申します。着座して説明させていただきます。資料として、地域計画変更等理由書括弧総括表というものと位置図、こちらの2つで説明させていただきます。農振除外の手続き同様に、農地転用申請前に、対象農地を地域計画区域内から除外する手続きが必要になります。7月10日締切分の地域計画変更申出が提出されましたので、ご報告とともに反対意見が無ければ、地域計画変更の手続きを進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、今から説明させていただく農地はすべて、地元の水利組合、土地改良区の意見書が提出されており除外の同意は頂いています。それでは、地域計画変更等理由書括弧総括表に沿って説明させていただきます。

【番号 1～9 の各案件説明】

今後のスケジュールですが、香川県農地機構にもご意見を頂き反対意見がなければ、もちろん農業委員会からも問題なしという意見を頂いた上のことですが、地域計画変更案の公告縦覧を 2 週間行いまして、意見がなければ 8 月 20 日頃に、地域計画の変更の公告を行い地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知しまして、9 月 5 日締め農地転用の申請手続きを行ってもらうようになります。早ければということになりますが。ですので、変更後、転用業者がスムーズに申請すれば、2 か月後の 9 月 19 日の定例会で、今回の申出分の農地転用申請が議題に上がることとなります。説明は以上になります。何か質問はありますか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご意見もないようですので、地域計画の変更については、異議のないものといたします。造田さん、ありがとうございました。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

その他の議題ありますか。

●事務局長（大西良明君）

その他の議題はありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告連絡事項に移ります。報告 1 番 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（大西良明君）

それでは、前回の農家相談の結果についてご報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は6月27日竹田委員で、市役所本庁開催分は7月7日冨田委員で、綾歌市民総合センター開催分は7月10日松永委員で、午前9時から11時の間で受付を行い、飯山センターで1件、綾歌センターで2件の相談がございました。飯山センターの相談内容ですが、親の農地を引継いで私が今後農業を始める予定ですが、現在所有している農業機械が不調であるため、買替えをしたいと。しかし高額でJAのローンの利用も難しいとのことであり、どうしたら良いかという相談でした。回答といたしましては、農林水産課の補助事業において、新規就農者の経営発展支援事業補助金というものがありますので、まずは、そちらの対象となるかどうかも含め農林水産課へご相談頂くようご案内しました。また子が農地を引き継ぐことについて、生前贈与や使用貸借などを行う場合、3条申請等別途手続きが必要になる旨をご案内いたしました。続いて、綾歌センターの相談内容の1件目、相続した農地の耕作ができず、維持・管理もできないので借り手を探しているという内容でした。回答といたしまして、対象農地のうち、近隣に認定農家さんが耕作しているところがあるエリアにつきましては、農地機構を通じて貸借できるかどうかお話を伺ってみますと、その際の条件については、後日、機構より相談者に連絡するということになりました。2件目も、耕作放棄地の所有者からの相談でした、高齢で農地の管理ができない。借り手を探している。農地の貸し借りについて聞きたいとのことでした。税金や水利費は貸し手、借り手のどちらが負担するのか、また田植えのみ、刈り取りのみといったお願いもできるのかなどのご質問もございましたので、JAの機械銀行、作業委託というのもあるとご案内しました、後日あらためて相談にのられるとのことでした。報告は以上です。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は7月28日月曜日 竹田委員で、交代していたため連続となりますがよろしくお願いします、市役所本庁開催分は8月5日火曜日 大西委員で、綾歌市民総合センター開催分は8月12日牛田委員の担当で、それぞれ午前9時から11時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

只今の報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

その他の報告事項ございませんか。

●事務局長（大西良明君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

土地に関する議題といたしまして、議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、議案第 39 号 非農地証明願について、報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、以上ご審議よろしくをお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の提案説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

失礼いたします。議案書の 1 ページをご覧ください。位置図と一緒にご確認頂ければと思います。議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 7 件です。

1 番 田村町・・・合計面積 383.39 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜等を作付けする計画が提出されています。

2 番 田村町・・・合計面積 466.02 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、譲受人へ生前贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻と野菜を作付けする計画が提出されています。

3 番 郡家町・・・合計面積 42.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、自家消費用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 249.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人の要望で、所有する当該農地を、分家独立している譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。2 ページをお開きください。

5 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 216.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足が懸念される譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

6 番 綾歌町富熊・・・合計面積 370.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便な当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

7 番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 1,418.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望で、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上 7 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第 4 号の農作業常時従事要件、及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました、質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 7 番の各案件 7 件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特にご異議も無いようですので、議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 7 件は、原案の通り許可することを決定いたしました。次に、議案第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、3 ページをお開きください。議案第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 2 件です。

1 番 田村町・・・合計面積 780.00 m²（内併せ利用地 688.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、平成 5 年より宅地を拡張し、車庫を建築・利用してきましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 飯山町真時・・・合計面積 980.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成元年に造成し、貸資材置場として利用してきましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、資材置場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから問題は無いものと考えます。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から2番までの各案件について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永 哲夫 会長）

議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請2件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。次に、議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

4ページをお開きください。議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は9件です。

1番 柞原町・・・合計面積2,902.17㎡（内併せ利用地38.17㎡）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2階建て11棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 柞原町・・・合計面積 20.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 50 年頃より神事場として利用されておりますが、今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転を行い、引き続き、神事場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。5 ページをお開きください。

3 番 柞原町・・・合計面積 400.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場、貸資材置場として整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4 番 郡家町・・・合計面積 2,467.49 m²（内併せ利用地 0.49 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建 10 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。6 ページをお開きください。

5 番 三条町・・・合計面積 4,454.66 m²（内併せ利用地 31.66 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建 15 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 番 中府町四丁目・・・合計面積 407.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建て 1 棟とカーポート 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。7 ページをお開きください。

7 番 土器町東三丁目・・・合計面積 5,086.98 m²（内併せ利用地 28.98 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲用地 19 区画の整備を図るものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。8 ページをお開きください。

8 番 土器町東七丁目・・・合計面積 288.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地平屋建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

9 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 403.00 m²（内併せ利用地 66.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 9 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 9 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 9 件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、進達することをいたします。続きまして、議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、9 ページをお開きください。議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてでございます。本議案については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、農業委員会に意見聴取を求めるものです。件数は、筆数が 195 筆、面積 188,608.24 m² 詳細は 9 ページから 17 ページの表のとおりです。同法第 18 条第 5 項の各要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりましたが、只今の説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご異議もないようですので、議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案通り処理していくことといたします。続きまして、議案第 39 号 非農地証明願についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは 18 ページをお開きください。議案第 39 号 非農地証明願についてでございます。案件は 2 件です。

1 番 綾歌町富熊・・・合計面積 612.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、山林化した状態で、農地としての復旧が著しく困難となっています。

2 番 飯山町真時・・・合計面積 141.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、農地法施行日以前から、隣接する土地と一体的に宅地として使用されてきており、今後とも同様の使用が見込まれます。

以上 2 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証

明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、只今の説明に対しまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご意見もないようでありますので、議案第 39 号 非農地証明願について、整理番号 1 番から 2 番の案件については、原案通り処理していくことといたします。それでは報告事項に入ります。報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認については、一括して報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、19 ページをお開きください。報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてでございます。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は 3 件です。19 ページと 20 ページにまたがりますが、

1 番 飯山町西坂元・・・合計面積 15,504.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 24 年 5 月 27 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

2 番 飯山町川原・・・合計面積 6,595.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 3 月 3 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。21 ページをお開きください。

3 番 飯山町東坂元・・・合計面積 3,965.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 4 年 3 月 8 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。22 ページをお開きください。

報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認についてでございます。報告は 1 件です。

1 番 柞原町・・・合計面積 406.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地法第3条に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告事項を終わります。以上で7月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前10時50分終了）